

# 第26回 定時株主総会招集ご通知

東証プライム証券コード 8715

[www.anicom.co.jp](http://www.anicom.co.jp)



株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。当社の第26回定時株主総会の招集ご通知をお送り申し上げます。

当社は創業以来、保険を単なる金融商品ではなく、どうぶつの健康を守る社会的仕組みとして発展させてまいりました。2025年度は中期経営計画2025-2027の初年度として、ペット保険の普及と進化、シナジー創出事業の拡大に注力し、価値提供を推進しました。

予防型保険会社グループとして競争優位性を高めるため、保険・検査・医療・研究・物販を有機的に結びつけ、ライフステージ全体を見据えた一体的サービス提供を進めております。腸内フローラ測定付き保険やケア商材、高度先進医療等により、収益基盤の安定化と持続的成長を図っております。

また、品川の二次動物病院JARVIS Tokyoも順調に立ち上がり、高度医療機能の充実に寄与しております。現場で得られる知見やデータを予防や早期対応、新たなサービス開発へ還元してまいります。どうぶつたちを心から愛する価値観を軸に、科学、医療、保険、データを融合し、保険・医療1.0（発生した疾病への迅速かつ愛情深い対応）、2.0（免疫学習の推進による予防）、3.0（より痛みが少なく成功確率の高い医療の支援）を社会に実装してまいります。

「どうぶつたちとそこご家族の笑顔こそが社会全体の心の発電所となり得る」という原点を大切に、持続的成長と企業価値向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援・ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

アニコム ホールディングス株式会社  
代表取締役

小森伸昭



証券コード：8715

2026年6月9日

(電子提供措置の開始日 2026年6月1日)

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号  
アニコム ホールディングス株式会社  
代表取締役 小 森 伸 昭

## 第26回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイト  
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

(<https://www.anicom.co.jp/ir/stock/shareholder/>)



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



東証ウェブサイトにアクセスして、会社名「アニコム」又は証券コードを入力・検索し  
「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができます  
ので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2頁の「議決権行使のご案内」に従いまして、  
2026年6月23日（火曜日）午後6時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月24日（水曜日）午後2時
2. 場 所 東京都港区港南二丁目13番37号 アニコムビル 5階  
**開催場所が前年と異なります。お間違いのないようご注意ください。**
3. 目的事項  
報告事項
  1. 2025年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 2025年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 取締役9名選任の件
  - 第3号議案 監査役2名選任の件
  - 第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
  - 第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬に係る報酬決定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

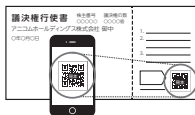
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

# 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。  
電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

## 1 インターネットでの議決権を行使する方法



※QRコードは、株式会社デンソーウェアの登録商標です。

### スマートフォン等の場合「スマート行使」

スマートフォン等により議決権行使書用紙の専用QRコードを読み取ることで、1回に限り、「議決権行使コード」「パスワード」を入力することなく議決権行使サイトにログインすることができます。ログイン後、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。



### パソコンの場合(2回目以降のスマートフォン等の場合)

議決権行使サイトにアクセスのうえ、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使サイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

行使期限 2026年6月23日(火曜日)午後6時入力完了分まで有効

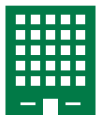
## 2 書面(郵送)での議決権を行使する方法



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、ご返送ください。  
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2026年6月23日(火曜日)午後6時到着分まで有効

## 3 株主総会へのご出席



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2026年6月24日(水曜日)午後2時


### 《議決権の取り扱い》

- (1) 書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) 各議案につき賛否の表示をされない場合には、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

お問い合わせ先について

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時)

### 《ご参考》

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

以上

## 事前質問の受付についてのご案内

第26回定時株主総会の開催に先立ち、当社経営や事業に関するご質問をお受けいたします。株主の皆様のご関心が高いと思われる事項につきましては、本総会で取り上げさせていただく予定です。

### 受付期間

2026年6月9日（火）から2026年6月17日（水）午後6時まで

### 入力方法

<https://forms.office.com/r/YZnYGKrWEf>

URLもしくはQRコードより、質問受付専用サイトにアクセスし、  
「事前質問受付フォーム」に入力してください。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



#### <ご留意事項>

- ▶ ご質問・ご意見をご登録できるのは株主様ご本人に限ります。
- ▶ ご質問・ご意見を承りますが、回答をお約束するものではありません。また、個別には回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ▶ 招集通知に同封の議決権行使書用紙をご用意いただき、株主番号等の入力をお願いいたします。ご入力いただいた内容に不備があった場合は、ご質問等はなかったものとして取り扱わせていただきます。
- ▶ ご入力いただいた個人情報はご質問の回答のためだけに使用させていただきます。詳しくは、当社プライバシーポリシー (<https://www.anicom.co.jp/policy/>) をご覧ください。

電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。

なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

(1)事業報告の以下の事項

「企業集団の主要な事務所の状況」「責任限定契約・補償契約」「新株予約権等に関する事項」

「会計監査人に関するその他の事項」「業務の適正を確保するための体制」「特定完全子会社に関する事項」

(2)連結計算書類（連結株主資本等変動計算書、連結注記表）

(3)計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元が重要な経営課題のひとつであるとの認識のもと、財務健全性と資本効率を踏まえ、中長期的な視野から、継続的・安定的な利益配分を行っていくことを基本方針としております。

当連結会計年度におきましては、「中期経営計画 2025-2027」の初年度として、第二期創業期における経営ビジョンに沿って、更なる企業価値の向上を実現するとともに、資本・リスク・リターンバランスを取りながら株主還元の充実を図り、配当性向30%水準を目指しております。

こうした方針及び足元の堅調な業績推移も踏まえて検討した結果、当期の期末配当金につきましては、0.5円の増配とし、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

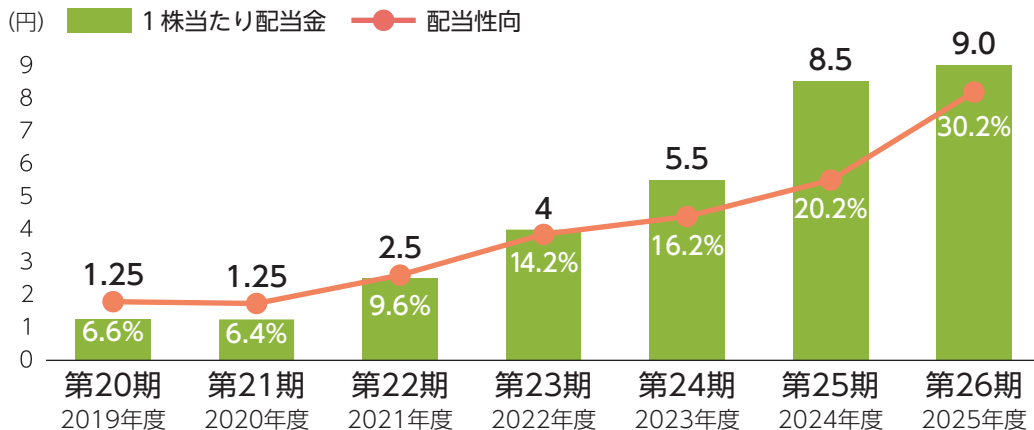
(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金**9円00銭** 総額は**662,745,852円**

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

**2026年6月25日**

### (ご参考) 株主還元の実績



(注) 当社は、2020年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割を行っております。2019年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり配当金」を算定しております。

## 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（6名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役3名の増員を含む取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選任については、客観性・透明性を確保する観点から、独立社外役員を中心とした当社取締役会の諮問委員会である「指名・報酬・ガバナンス委員会」にて審議し、取締役会にて決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	当社における地位	取締役会出席状況
1	再任 小 森 伸 昭 こ もり のぶ あさ	男性	代表取締役 社長執行役員	100% (15回/15回)
2	再任 百 瀬 由美子 もも せ ゆ み こ	女性	代表取締役 副社長執行役員	93.3% (14回/15回)
3	再任 社外 独立 田 中 栄 一 た なか えい いち	男性	取締役	100% (15回/15回)
4	再任 社外 独立 尚 山 勝 男 しょう やま かつ お	男性	取締役	100% (15回/15回)
5	再任 社外 独立 武 見 浩 充 たけ み ひろ みつ	男性	取締役	100% (15回/15回)
6	再任 社外 独立 デイビッド・G・リット	男性	取締役	100% (15回/15回)
7	新任 社外 大和田 征 矢 おお わだ せい や	男性	—	—
8	新任 社外 独立 勝 屋 敏 彦 かつ や とし ひこ	男性	—	—
9	新任 社外 林 史 朗 はやし し ろう	男性	—	—



候補者番号

1

こ もり のぶ あき  
小森 伸昭

(1969年5月2日生)

再任

### [略歴、地位及び担当]

1992年 東京海上火災保険株式会社 (現 東京海上日動火災保険株式会社) 入社  
2000年 当社設立 代表取締役社長  
2017年 株式会社AHB 取締役 (現任)  
2018年 アニコム損害保険株式会社 取締役・会長執行役員 (現任)  
2018年 当社 代表取締役・社長執行役員 (現任)  
2020年 アニコム先進医療研究所株式会社 取締役 (現任)  
2021年 アニコム パフェ株式会社 取締役 (現任)  
2025年 京都大学大学院総合生存学館 特任教授  
2025年 リバーフィールド株式会社 社外取締役 (現任)  
(担当)  
総括、内部監査室

### [重要な兼職の状況]

アニコム損害保険株式会社 取締役・会長執行役員  
株式会社AHB 取締役  
アニコム先進医療研究所株式会社 取締役  
アニコム パフェ株式会社 取締役  
リバーフィールド株式会社 社外取締役

所有する当社の株式数

1,673,200株

在任年数

25年11ヶ月

取締役会への出席状況

15回/15回 (100%)

### 取締役候補者とした理由

同氏は、当社の創業者であり、2000年の創業以来、代表取締役として当社グループの経営全般を統括し経営を牽引してまいりました。損害保険事業に関する十分な知識・経験に加え、会社経営に必要な広範な知識・経験・判断力を有していることから、取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

2

もも せ ゆ み こ  
百瀬 由美子

(1967年9月8日生)

再任

### [略歴、地位及び担当]

1991年 東京海上火災保険株式会社（現 東京海上日動火災保険株式会社）入社  
2000年 当社 入社  
2003年 当社 取締役  
2005年 当社 常務取締役  
2010年 アニコム損害保険株式会社 常務取締役  
2015年 同社 専務取締役  
2018年 同社 取締役・専務執行役員（現任）  
2018年 当社 専務執行役員  
2020年 当社 取締役・専務執行役員  
2022年 当社 代表取締役・副社長執行役員（現任）  
(担当)

所有する当社の株式数

857,200株

在任年数

6年

取締役会への出席状況

14回/15回 (93.3%)

リスク管理部、人事管理部、知的財産部

### [重要な兼職の状況]

アニコム損害保険株式会社 取締役・専務執行役員

### 取締役候補者とした理由

同氏は、当社創業メンバーの一人であり、2000年の創業以来、当社グループの経営全般に関与してきており、現在は、当社の代表取締役副社長執行役員として人事及びリスク管理の各部門を担当し、内部管理体制の強化に貢献するとともに、知的財産部門を担当し、当社グループの知的財産戦略の推進に貢献しております。これらの経験を通じて、保険会社グループとしての会社経営に必要な知識・経験・判断力を有していることから、取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

3

た なか えい いち  
田中 栄一

(1953年11月25日生)

再任

社外

独立

### [略歴、地位及び担当]

1978年 郵政省 入省  
2007年 総務省 総合通信基盤局 電波部長  
2008年 同省 大臣官房総括審議官  
2010年 同省 大臣官房長  
2010年 同省 情報流通行政局長  
2012年 同省 総務審議官  
2013年 損保ジャパン日本興亜株式会社 (現 損害保険ジャパン株式会社) 顧問  
2015年 NTTコミュニケーションズ株式会社 常務取締役  
2019年 一般財団法人放送セキュリティセンター 理事長  
2019年 GCストーリー株式会社 (現 GCホールディングス株式会社) 監査役 (現任)  
2020年 当社 社外取締役 (現任)

所有する当社の株式数

-

在任年数

6年

取締役会への出席状況

15回/15回 (100%)

### [重要な兼職の状況]

GCホールディングス株式会社 監査役

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、郵政省及び総務省の要職を歴任されてきたことに加え、NTTコミュニケーションズ株式会社では、会社経営に関与されるとともに、事業とSDGsを関連付けた取組みにも深く携われてこられました。SDGsへの企業の貢献が期待される中、これらの経験を通じて培われた専門的な知識等を当社の経営に活かし、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

4

しょう やま かつ お  
尚山 勝男

(1955年2月21日生)

再任  
社外  
独立

### [略歴、地位及び担当]

- 1978年 アサヒビール株式会社 (現 アサヒグループホールディングス株式会社) 入社
- 2008年 同社 理事 東関東統括本部長
- 2011年 同社 執行役員 中国統括本部長
- 2013年 株式会社エルビー 代表取締役社長
- 2016年 アサヒグループ食品株式会社 専務取締役
- 2017年 同社 代表取締役社長
- 2021年 アサヒグループホールディングス株式会社 社友 (現任)
- 2022年 亀田製菓株式会社 社外取締役 (現任)
- 2022年 当社 社外取締役 (現任)

所有する当社の株式数

-

在任年数

4年

取締役会への出席状況

15回/15回 (100%)

### [重要な兼職の状況]

- アサヒグループホールディングス株式会社 社友
- 亀田製菓株式会社 社外取締役

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、アサヒビール株式会社などにおいて要職を歴任されるとともに、アサヒグループ食品株式会社において代表取締役社長を務められるなど、企業経営や食品事業に関する豊富な経験・見識を有しております。これらの経験や見識に基づき、当社グループにおいて取組む様々な事業など当社経営に対する助言や指導を行っていただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

5

たけ み ひろ みつ  
武見 浩充

(1952年12月16日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式数

-

在任年数

4年

取締役会への出席状況

15回/15回 (100%)

### [略歴、地位及び担当]

- 1975年 日本開発銀行（現 株式会社日本政策投資銀行）入行  
1982年 米ロチェスター大学 経営大学院 修了 MBA  
1998年 米ハーバードビジネススクール  
AMP（上級管理職プログラム）修了  
2001年 設備投資研究所 副所長  
2004年 株式会社新銀行東京（現 株式会社きらぼし銀行）執行役  
2006年 千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科 教授（分野：（経営学）コーポレート・ガバナンス、コーポレート・ファイナンス）  
2007年 千葉商科大学大学院政策研究科博士課程 修了 博士（政策研究）  
2017年 当社 社外監査役  
2022年 当社 社外取締役（現任）  
2023年 千葉商科大学 名誉教授 同会計大学院会計ファイナンス研究科 客員教授（分野：コーポレート・ガバナンス、企業倫理、ファイナンス、経済学）（現任）

### [重要な兼職の状況]

千葉商科大学 名誉教授 同会計大学院会計ファイナンス研究科 客員教授

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、深い学識に裏付けられたコーポレート・ガバナンス及びコーポレート・ファイナンスに関する豊富な経験・実績・見識を有しております。また、金融機関において経営に関与された経験も有しており、これらの幅広い経験や知見を当社の経営に活かし、適切な監督機能を果たしていただくことを期待するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

6

デイビッド・G・リット (1962年10月10日生)

再任

社外

独立

### [略歴、地位及び担当]

1988年 米国第9巡回区控訴裁判所アルフレッド・T・グッドウィン判事付書記官

1989年 米国カリフォルニア州弁護士登録

1990年 米国最高裁判所アンソニー・M・ケネディー判事付書記官

1991年 コロンビア特別区弁護士登録

1991年 O'Melveny & Myers LLP 入所 弁護士

2007年 モリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所入所 弁護士

2012年 株式会社デネブ再生可能エネルギー 代表取締役最高経営責任者

2015年 慶應義塾大学大学院法務研究科 教授 (現任)

2020年 外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所入所 外国法事務弁護士

2022年 当社 社外取締役 (現任)

所有する当社の株式数

2,000株

在任年数

4年

取締役会への出席状況

15回/15回 (100%)

### [重要な兼職の状況]

慶應義塾大学大学院法務研究科 教授

## 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、慶應義塾大学ロースクール教授としての学識経験に加え、国際法務の分野における専門的な知見を有しております。また、再生エネルギー企業の代表取締役を務められるなど、企業経営及びSDGsの分野に関する知見も有しております。これらの経験や知識・見識に基づき、当社経営に対する適切な助言や適切な監督機能を果たしていただくことを期待するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式数  
20,000株

候補者番号

7

おおわだ せいや  
**大和田 征矢** (1974年1月13日生)

新任

社外

### [略歴、地位及び担当]

- 1996年 株式会社光通信 入社
- 1999年 同社 ネットワーク国際通信事業部長
- 2003年 同社 NW事業本部TMC事業部長
- 2008年 同社 TMC事業本部長
- 2008年 同社 取締役
- 2009年 同社 上席執行役員 (現 執行役員)
- 2011年 同社 商品企画事業部長
- 2018年 株式会社アクトコール 社外取締役
- 2018年 株式会社光通信 取締役
- 2019年 株式会社保険見直し本舗 取締役
- 2019年 さくら損害保険株式会社 取締役 (現任)
- 2020年 株式会社光通信 執行役員 損害保険事業部長
- 2020年 株式会社NFCホールディングス 代表取締役
- 2020年 日本共済株式会社 取締役
- 2020年 株式会社NFCホールディングス 取締役
- 2021年 匠ワランティアンドプロテクション株式会社 取締役 (現任)
- 2021年 すまい共済株式会社 取締役
- 2023年 株式会社HCMAアルファ 取締役 (現任)
- 2024年 オリーブ少額短期保険株式会社 取締役 (現任)
- 2024年 スマイル少額短期保険株式会社 取締役 (現任)
- 2024年 プラス少額短期保険株式会社 取締役 (現任)
- 2024年 インシュラントグループ株式会社 代表取締役 (現任)
- 2025年 さくらライフジェネレーション株式会社 取締役 (現任)
- 2025年 株式会社光通信 常務執行役員
- 2026年 同社 上席執行役員 (現任)

### [重要な兼職の状況]

株式会社光通信 上席執行役員 (現任)

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、損害保険会社の経営に携わるなど、保険事業及びその周辺領域に関する豊富な経験と高い見識を有しております。当社は、同氏のこれらの経験と見識を活かし、保険事業を中核とする当社グループの経営管理をはじめ、当社経営全般に対する助言や建設的な提案をいただくことを期待するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式数

候補者番号

8

かつ や とし ひこ  
勝屋 敏彦

(1965年12月18日生)

新任

社外

独立

### 〔略歴、地位及び担当〕

- 1989年 株式会社東京三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行
- 2006年 マネックスビーンズホールディングス株式会社（現マネックスグループ株式会社）入社 執行役員企画室長、経営管理部長
- 2010年 株式会社マネックスFX（現 マネックス証券株式会社）代表取締役社長
- 2013年 マネックスグループ株式会社 執行役員 Chief Project Officer
- 2014年 マネックス証券株式会社 取締役常務執行役員
- 2015年 同社 取締役副社長
- 2015年 同社 代表取締役社長
- 2017年 マネックスグループ株式会社 取締役執行役
- 2017年 同社 執行役 Chief Operating Officer
- 2018年 コインチェック株式会社 代表取締役社長
- 2019年 一般社団法人日本仮想通貨交換業協会（現 日本暗号資産取引業協会）理事
- 2019年 マネックスグループ株式会社 常務執行役員 Chief Financial Officer
- 2021年 アルヒ株式会社 副社長執行役員
- 2021年 同社 代表取締役副社長 COO
- 2022年 同社 代表取締役社長CEO兼COO
- 2024年 Coincheck Group N.V. Non-Executive Director
- 2025年 同社 Executive Director（現任）
- 2025年 同社 COO（現任）

### 〔重要な兼職の状況〕

- Coincheck Group N.V. Executive Director
- Coincheck Group N.V. COO

## 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、長年にわたり銀行・証券会社等における幅広い金融実務に従事してきた経験に加え、上場企業経営をはじめグループ企業経営、スタートアップ企業経営など様々な企業経営の実績を有しております。金融実務と企業経営の双方に精通した同氏の高度な知見を活かし、保険事業を営む当社グループ経営に対する助言と適切な監督機能を果たしていただくことを期待しております。



所有する当社の株式数

候補者番号

9

はやし  
林

しろう  
史郎

(1977年3月20日生)

新任

社外

### 〔略歴、地位及び担当〕

2001年 JPモルガン証券 入社  
2005年 スパークス・グループ 入社  
2009年 ダルトン・インベストメンツ・グループ 入社  
2014年 ダルトン・アドバイザリー株式会社 代表取締役 (現任)  
2016年 株式会社プレステージインターナショナル 取締役  
2020年 天馬株式会社 非業務執行取締役

### 〔重要な兼職の状況〕

ダルトン・アドバイザリー株式会社 代表取締役

## 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、金融業界での長年の経験を通じ、金融・資本市場に関する豊富な経験と高い専門的知見を有しております。当社は、同氏のこれらの経験と知見を活かし、株主・資本市場の観点から当社の経営に対する助言や建設的な提案をいただくことを期待しております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 田中栄一氏、尚山勝男氏、武見浩充氏、デイビッド・G・リット氏、大和田征矢氏、勝屋敏彦氏及び林史朗氏は、社外取締役候補者であります。田中栄一氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年であり、尚山勝男氏、武見浩充氏及びデイビッド・G・リット氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年であります。なお、当社は、田中栄一氏、尚山勝男氏、武見浩充氏及びデイビッド・G・リット氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。また、勝屋敏彦氏の選任が承認された場合は、独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、田中栄一氏、尚山勝男氏、武見浩充氏及びデイビッド・G・リット氏の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、大和田征矢氏、勝屋敏彦氏及び林史朗氏の選任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を締結する予定であります。
4. 百瀬由美子氏の所有する当社の株式数は、特定有価証券信託にて保有する株式を含めた実質所有株式数を記載しております。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告2.(4)役員等賠償責任保険契約の概要に記載のとおりです。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役の花岡慎氏及び伊藤公一氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者の選任については、客観性・透明性を確保する観点から、独立社外役員を中心とした当社取締役会の諮問委員会である「指名・報酬・ガバナンス委員会」にて審議し、取締役会にて決定しております。

また、本議案の提出につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。



候補者番号

1

はな おか まこと  
花岡 慎

(1969年4月3日生)

再任

#### 【略歴及び地位】

1992年 東京海上火災保険株式会社（現 東京海上日動火災保険株式会社）入社

2014年 アニコム損害保険株式会社 入社

2014年 同社 執行役員

2018年 同社 取締役・執行役員

2022年 ATE株式会社 取締役

2022年 当社 監査役（現任）

2023年 Value Group株式会社（現 Value Financial Holdings株式会社）取締役

2023年 株式会社バリュー・エージェント 取締役

2024年 Value Financial Holdings株式会社 取締役副社長執行役員

2024年 株式会社バリュー・エージェント 取締役副社長執行役員

#### 【重要な兼職の状況】

—

所有する当社の株式数

14,200株

在任年数

4年

取締役会への出席状況

14回/15回 (93.3%)

監査役会への出席状況

13回/14回 (92.8%)

#### 監査役候補者とした理由

東京海上火災保険株式会社及びアニコム損害保険株式会社における長年の勤務で培われた保険事業に関する知識及び実務経験を当社の監査体制の強化に活かしていただくため、監査役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

2

いとう こういち  
伊藤 公一

(1969年12月30日生)

再任

社外

独立

### [略歴及び地位]

- 1998年 東京大学大学院医学系研究科博士課程 博士号（医学）取得
- 1998年 東京薬科大学 日本学術振興会特別研究員
- 2000年 久留米大学 助手
- 2001年 テキサス大学ガルベストーン校 研究員
- 2005年 東京大学大学院 助手
- 2008年 東京大学大学院 助教
- 2015年 東京大学大学院 特任准教授
- 2022年 当社 監査役（現任）
- 2025年 東京大学大学院 特任教授（現任）

### [重要な兼職の状況]

東京大学大学院 特任教授

所有する当社の株式数

4,000株

在任年数

3年11ヶ月

取締役会への出席状況

14回/15回 (93.3%)

監査役会への出席状況

14回/14回 (100%)

## 社外監査役候補者とした理由

同氏は、東京大学大学院特任教授として、生命科学の分野における専門的な知識と経験を有しており、これらの専門的な知識・経験と高い見識を当社の監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 伊藤公一氏は、社外監査役候補者であります。同氏の社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年11ヶ月であります。また、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。なお、同氏の兼職先である東京大学と当社子会社との間におきましては、ペットの健康や医療等に関する共同研究を行っておりますが、同氏は当該共同研究に関与したことは一切なく、また、2025年度における東京大学との共同研究において、当社子会社が負担した研究費はなく、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
3. 当社は、伊藤公一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告2.(4)役員等賠償責任保険契約の概要に記載のとおりです。各監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役及び監査役（社外及び候補者含む）の専門性と経験（スキルマトリックス）

		企業 経営	保険 事業	資産 運用	財務 会計	人材 マネジ メント	リスク 管理	法務 コンプラ	生命 科学	国際性
取締役	小 森 伸 昭	●	●	●	●	●	●	●	●	
	百 瀬 由 美 子	●	●		●	●	●	●	●	
	田 中 栄 一	●				●	●			
	尚 山 勝 男	●				●	●			
	武 見 浩 充	●		●	●	●				
	デイビッド・G・リット	●				●	●	●		●
	大 和 田 征 矢	●	●	●						
	勝 屋 敏 彦	●			●	●	●	●		●
	林 史 朗	●		●	●					●
監査役	須 田 一 夫		●	●	●		●	●		●
	花 岡 慎	●	●			●		●		●
	伊 藤 公 一								●	●
	青 山 慶 二				●			●		●
	岸 本 有 巨						●	●		

## (ご参考) 取締役・監査役候補者の選任方針

当社グループの経営戦略・経営課題について客観的かつ多角的な視点で議論を行うことを目的として幅広い分野において高い知見を持つ経営者等を選定しており、「グループコーポレートガバナンス基本方針」において、取締役及び監査役の選任方針について以下のとおり定めています。

### (取締役の選任要件)

- 1 当社及びアニコム損害保険株式会社の取締役は、会社の業態をよく理解し、会社経営に必要な広範な知識を有し、取締役会の構成員として会社の重要な業務執行を決定するに十分な判断力を有している者とする。
- 2 当社及びアニコム損害保険株式会社の社外取締役は、前項に定める要件を満たすことに加え、企業経営、金融、財務・会計、法律、法令遵守等内部統制、技術革新、HRM（ヒューマン・リソース・マネジメント）等の分野で高い見識と豊富な経験を有し、原則として、第14条に定める独立性判断基準を満たす者とする。
- 3 アニコム損害保険株式会社の常務に従事する取締役は、第1項に定める要件を満たすことに加え、保険業法第8条の2に規定する「保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有し、かつ「十分な社会的信用」を有している者とする。

### (監査役の選任要件)

- 1 当社及びアニコム損害保険株式会社の監査役は、監査役としての職務能力、過去の実績・経験等を勘案し、質の高い監査を実施することによって、会社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に寄与することができる者とする。
- 2 当社及びアニコム損害保険株式会社の社外監査役は、前項に定める要件を満たすことに加え、企業経営、金融、財務・会計、法律、法令遵守等内部統制、技術革新、HRM（ヒューマン・リソース・マネジメント）等の分野で高い見識と豊富な経験を有し、原則として、第14条に定める独立性判断基準を満たす者とする。
- 3 アニコム損害保険株式会社の監査役は、前2項に定める要件を満たすことに加え、保険業法第8条の2に規定する「保険会社の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有し、かつ「十分な社会的信用」を有している者とする。

## (ご参考) 社外取締役の独立性に関する基準

金融商品取引所が定める要件及び基準に従い、「グループコーポレートガバナンス基本方針」において、社外役員の独立性判断基準について以下のとおり定めています。

当社の社外取締役及び社外監査役については、以下のいずれにも該当しない場合に、当社からの独立性があると判断する。

- ① 当社又はその子会社の業務執行者である者
- ② 過去10年間に於いて当社又はその子会社の業務執行者であった者
- ③ 当社もしくはアニコム損害保険株式会社を主要な取引先とする者（直近事業年度における当社又はアニコム損害保険株式会社との取引額が、その連結売上高の2%以上の者をいう。）又はその業務執行者である者
- ④ 当社もしくはアニコム損害保険株式会社の主要な取引先である者（直近事業年度における当社又はアニコム損害保険株式会社との取引額が、当社の連結経常収益の2%以上の者をいう。）又はその業務執行者である者
- ⑤ 当社もしくはアニコム損害保険株式会社が、その資金調達において必要不可欠とし、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者又はその業務執行者である者
- ⑥ 当社又はアニコム損害保険株式会社から寄付を受けている法人、組合その他の団体であって、直近事業年度における当該寄付の額が一定額（1,000万円または当該団体の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い額をいう。）を超えるものの業務執行者である者
- ⑦ 当社又はその子会社の取締役、監査役又は執行役員配偶者又は三親等以内の親族である者
- ⑧ 当社又はアニコム損害保険株式会社から役員報酬以外に報酬を受けているコンサルタント、会計士、弁護士その他の専門家であって、直近事業年度における当該報酬の額が一定額（1,000万円又は当該専門家が所属する法人、組合その他の団体の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い額をいう。）を超えるもの
- ⑨ 直近事業年度末において、当社の総株主の議決権の10%以上の議決権を保有する者又はその業務執行者である者

#### 第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2015年6月24日開催の第15回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて対象取締役に対して新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案により支給される報酬は、①当社の普通株式、又は②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権とし、対象取締役は、当社の取締役会の決議に基づき、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものいたします。

本議案に基づき支給される報酬としての当社の普通株式又は金銭債権の総額は、年額33百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。

なお、本議案に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、金銭債権を支給せずに当社の普通株式を支給する場合、当該普通株式は、対象取締役の報酬として発行又は処分されるものであり、当該普通株式と引換えにする現物出資財産としての金銭債権の払込みを要しないものいたしますが、対象取締役に対して支給する1株当たりの当社の普通株式の額は、当社の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

一方、本議案に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して譲渡制限付株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権を支給する場合には、対象取締役は当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものいたします。この場合における1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

対象取締役に対して発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年66,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬・ガバナンス委員会での答申を尊重したうえで、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役4名）ですが、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役7名）となります。

また、本議案に基づく、対象取締役に対する当社の普通株式の発行又は処分及びその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡

制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を第5号議案の【ご参考②】欄に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

#### 【本割当契約の内容の概要】

##### （１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

##### （２）退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

##### （３）譲渡制限の解除

当社は、役務提供期間中、継続して、対象取締役が、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

##### （４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

##### （５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

## 第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬に係る報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2015年6月24日開催の第15回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

また、第4号議案に記載のとおり、当該報酬枠とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として、年額33百万円以内及び年66,000株以内の報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いしております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に、対象取締役の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確にし、これらの者に対し、当社の中期経営計画に定める業績目標の達成及び中長期的な業績の向上による企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の各報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することといたしたいと存じます。

本議案により支給される報酬は、①当社の普通株式、又は②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権とし、対象取締役は、当社の取締役会の決議に基づき、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものいたします。

本議案に基づき支給される報酬としての当社の普通株式又は金銭債権の総額は、年額99百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）といたします。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び内容については、指名・報酬・ガバナンス委員会での答申を尊重したうえで、別途取締役会で決定することといたします。ただし、当該報酬額は、原則として、中期経営計画の対象期間を業績評価の対象期間（以下「業績評価期間」という。）とした上で当該期間である3事業年度の最後の事業年度の経過後に、3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する分を一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度33百万円以内での支給に相当すると考えております。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役4名）ですが、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されれば、取締役は9名（うち社外取締役7名）となります。

また、本制度に基づき交付される当社の普通株式の総数は、無償交付方式と現物出資方式を合わせて年198,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他本制度に基づき発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。以下同じ。）といたします。ただし、上記のとおり、本制度は、原則として、中期経営計画の対象期間を業績評価期間とした上で当該期間である3事業年度の最後の事業年度の経過後に、3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する分を一括して株式を交付することを想定しており、実質的には1事業年度66,000株以内の付与に相当すると考えております。

なお、本議案に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、金銭債権を支給せずに当社の普通株式を支給する場合、当該普通株式は、対象取締役の報酬として発行又は処分されるものであり、当該普通株式と引換えにする現物出資財産としての金銭債権の払込みを要しないもの

といたしますが、対象取締役に対して支給する1株当たりの当社の普通株式の額は、当社の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値とする。以下同じ。）を基礎として算出いたします。

一方、本議案に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、譲渡制限付株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権を支給する場合には、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものいたします。この場合における1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への当社の普通株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考②】欄に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

#### 【本制度の概要】

本制度は、当社の中期経営計画に基づく業績の達成度合いに応じて、対象取締役に対して業績評価期間終了後に当社の普通株式を発行又は処分する制度です。具体的な業績評価期間については中期経営計画の対象期間である3事業年度（当初は現在進行中の中期経営計画の残りの期間に合わせて2事業年度）とし、また、業績指標（以下「業績評価指標」という。）については中期経営計画で採用した1乃至複数の業績指標の範囲において、当社の取締役会において予め定めるものといたします。

なお、当初の業績評価期間及び業績評価指標は、下表を予定しておりますが、当初の業績評価期間終了後も、本議案で承認を受けた範囲内で、本制度の実施を継続できるものといたします。

#### <ご参考：当初の業績評価期間及び業績評価指標>

業績評価期間	2027年3月期から2028年3月期までの2事業年度
業績評価指数	連結ROE及びエンゲージメントスコア

#### (1) 報酬の算定方法

当社は、以下の①の計算式に基づき、各対象取締役に交付する当社の普通株式の数を算定し、現物出資方式の場合には②の計算式に基づき、各対象取締役に支給する金銭債権の額を算定いたします。

①各対象取締役に発行又は処分する当社の普通株式の数（※1）

基準株式数（※2）×支給割合（※3）

②各対象取締役に支給する金銭債権の額（現物出資方式の場合のみ）

各対象取締役に発行又は処分する当社の普通株式の数×交付時株価（※4）

- （※1）計算の結果、1株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとしたします。ただし、①及び②の計算式により算出された結果に基づいて各対象取締役に金銭債権の支給を行おうとする場合、本制度において付与する金銭債権の額の上限額を超えるおそれがある場合には、当該上限額を超えない範囲で、各対象取締役に発行又は処分する株式数を按分比例等の合理的な方法により減少させることとしたします。
- （※2）当社の取締役会において予め定めるものとしたします。
- （※3）業績評価期間中の各業績評価指標の達成度に応じて、0%～100%の範囲で、当社の取締役会において予め定めるものとしたします。
- （※4）業績評価期間終了後に行われる当社の普通株式の発行又は処分に係る当社の取締役会決議の日（以下「交付取締役会決議日」といいます。）の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として当社の普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

## （2）対象取締役に対する支給条件

当社は、原則として、対象取締役が以下の要件を満たした場合に、業績評価期間終了後、対象取締役に対して、上記（1）に基づき算出される数の当社の普通株式を発行又は処分いたします。

- ①対象取締役が、業績評価期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったこと
- ②当社の取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと
- ③その他当社の取締役会が本制度の趣旨を達成するために必要と認める要件を充足すること

なお、業績評価期間中に、新たに就任した取締役が存在する場合又は取締役の役位の変更があった場合には、業績目標達成度や役位調整比率、当該取締役の在任期間に応じて合理的に調整した当社の普通株式を当社の取締役会において発行又は処分いたします。

ただし、当社は、本制度に基づく株式又は金銭の支給後であっても、当社の取締役会の定める一定の期間内において、重大な会計上の誤り若しくは不正による決算の事後的な修正が発生した場合又は対象取締役に重要な内部規程違反が発生した場合等には、当社の取締役会の決議により、対象取締役に対し、支給した株式又は金銭の返還を求めることができることとします。

また、業績評価期間終了後株式の交付日までに対象取締役が死亡若しくは正当な理由により上記地位を退任若しくは退職した場合、又は株式の交付日において非居住者である場合には、当社の普通株式に代わり、金銭を支給するものとしたします。当該取締役に支給する金銭の額は、上記の報酬の総額の範囲内において、基準株式数を業績目標達成度や役位調整比率、当該取締役の在任期間に応じて合理的に調整した数に、当該取締役の退任若しくは退職した日（又は交付取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値を乗じて得られる金額としたします。

本制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分にあつては、当社と対象取締役との間で、下記（３）に記載の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件といたします。

### （３）譲渡制限付株式割当契約の概要

#### ①譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

#### ②譲渡制限の解除等

一定の事由が生じた場合には当社が本割当株式を無償取得する。なお、当社は、対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を正当な理由により退任又は退職した場合には、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

#### ③組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

#### ④その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

### （４）組織再編等における取扱い

当社は、業績評価期間中又は業績評価期間終了後株式の交付日までに、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分の日より前に到来することが予定されているときに限る。）、当社の普通株式に代わり、業績評価期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間等に応じて合理的に調整した基準交付株式数に、当該組織再編等の承認日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値を乗じて得られた金額の金銭を支給する。

【ご参考①】 執行役員及び当社子会社取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入

第4号議案及び第5号議案が原案どおり承認可決された場合には、対象取締役のほか、当社の取締役を兼務しない執行役員及び当社子会社の一部の取締役に対しても、対象取締役に対するものと同様の制度を導入する予定です。

【ご参考②】 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針の変更案

第4号議案及び第5号議案が原案どおり承認可決された場合には、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を以下のとおり変更する予定です。

①基本方針

- ・役員報酬に対する「透明性」「公正性」「客観性」を確保すること
- ・人と動物の共生する社会の実現に向けて、ペット業界のリーディングカンパニーとしての役割を認識し、企業文化と整合したイノベティブな成長戦略の遂行や当社グループの持続的な成長を動機づけるものであること
- ・当社グループが求める経営者としてのあるべき姿に合う人材を確保・維持できる報酬水準であること
- ・業績連動報酬の導入により、業績向上に対するインセンティブを強化すること

②基本報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬は、役位別の報酬テーブルに基づき、各役割と責任に応じた固定金銭報酬で構成し、在任中に月次で支払う。

③業績連動報酬に係る業績指標の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

短期の業績連動報酬は、単年度業績に対する意識を高め、業績向上への動機付けを強化するため、単年度の連結経常利益を指標とした金銭報酬とし、その目標達成状況に応じて決定する。連結経常利益があらかじめ定めた単年度目標額を超過しない場合には、短期インセンティブ報酬は支給しない。支給対象者の固定報酬額に0.143を乗じた額を上限とし、個人評価を原則反映せず、業績達成状況に応じて算定する。かかる手続きにより決定された短期インセンティブ報酬は、毎年一定の時期に支給する。

中長期の業績連動報酬については、中期経営計画に定める業績目標の達成及び中長期的な業績の向上による企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるため、中期経営計画の重要業績評価指標を反映した業績連動型株式報酬（PSU）とする。譲渡制限付株式を、原則として、中期経営計画の対象期間を業績評価の対象期間とした上で、当該期間である3事業年度の最後の事業年度の経過後に、3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する分を一括して付与する。

④株式報酬の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

中長期的な企業価値の持続的向上への動機づけ及び株主との一層の価値共有を図るため、非金銭報酬として、業績に連動しない譲渡制限付株式報酬（RS）及び業績に連動するPSUを付与する。

RSは、役位別の報酬テーブルに基づき、各役割と責任に応じた金額に相当する数の株式を毎年、一定の時期に付与する。

PSUについては、「③業績連動報酬に係る業績指標の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針」に記載の通りである。

⑤金銭報酬の額、業績連動報酬の額、及び株式報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

報酬等の種類ごとの割合は、業績指標100%達成時において、おおよその目安として、  
基本報酬：短期業績連動報酬：RS：PSU＝7：1：1：1とする。

【ご参考③】 第4号議案及び第5号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役の報酬体系

	固定報酬		インセンティブ報酬		
種別	基本報酬 (金銭)	短期 インセンティブ (金銭)	長期インセンティブ (株式)		
			譲渡制限付株式 (RS)	パフォーマンス・シェア・ユニット (PSU)	
比率	7	1	1	0.8	0.2
概略	<ul style="list-style-type: none"> <li>役位別の報酬テーブルに基づき支給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>単年度の連結経常利益の目標超過率に応じて支給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>役位に応じて譲渡制限付株式を毎年付与</li> </ul> <p>(在任中は継続保有)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中期経営計画の連結ROEの目標超過率に応じて付与</li> </ul> <p>(在任中は継続保有)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中期経営計画のエンゲージメントスコアの達成によって付与</li> </ul> <p>(在任中は継続保有)</p>
報酬枠	年額300百万円以内		年額33百万円以内	年額99百万円以内	
			第4号議案	第5号議案	

※ 第4号議案及び第5号議案ともに、社外取締役は付与対象外です。また、対象取締役のほか、当社の取締役を兼務しない執行役員及び当社子会社の取締役の一部に対しても同様の制度を導入する予定です。

※ 第5号議案は、中期経営計画の3事業年度の最終事業年度の経過後に、3事業年度分を一括して支給することを想定しています。

以上

# 2025年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告

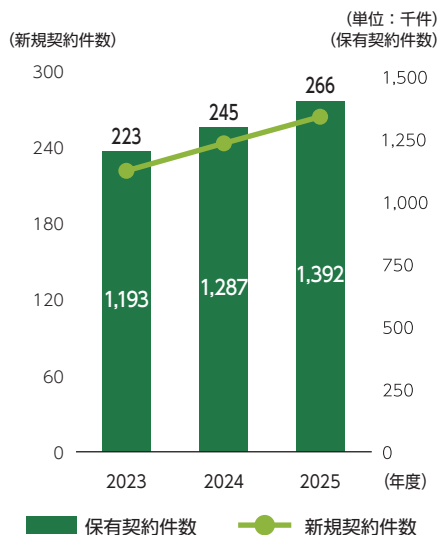
## 1. 保険持株会社の現況に関する事項

### (1) 企業集団の事業の経過及び成果等

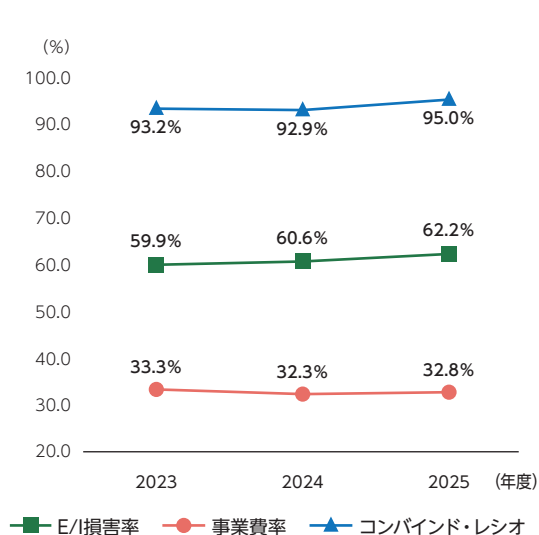
アニコムグループは、保険持株会社である当社、アニコム損害保険株式会社をはじめとした連結子会社5社により構成されており、損害保険事業（ペット保険事業）を中心に、動物病院支援事業、動物病院運営事業に加えて、ブリーダーマッチングサイトの運営事業、ブリーディング事業等のサービスを提供しております。

当社グループの中核子会社であるアニコム損害保険株式会社の重点施策と位置付けている「ペット保険の更なる収益力向上」に向け、堅調なペット飼育需要の継続に加え、販売チャネルの営業活動強化の様々な取組みや他社からの契約移管により、保有契約数は1,392,772件（前期末から104,849件の増加・同8.1%増）と、順調に増加しております。また、E/I損害率<sup>注1)</sup>については、ペットの平均寿命の伸長やどうぶつ医療の高度化、インフレの影響による診療費の高止まりなどにより、62.2%と前年度比で1.6pt上昇いたしました。既経過保険料ベース事業費率<sup>注2)</sup>は、他社契約移管コストの発生によって、32.8%と前年度比で0.5pt上昇いたしました。この結果、両者を合算したコンバインド・レシオ（既経過保険料ベース）は前年度比で2.1pt上昇し95.0%となりました。

〔新規契約件数・保有契約件数の推移〕



〔E/I損害率・事業費率・コンバインド・レシオの推移〕

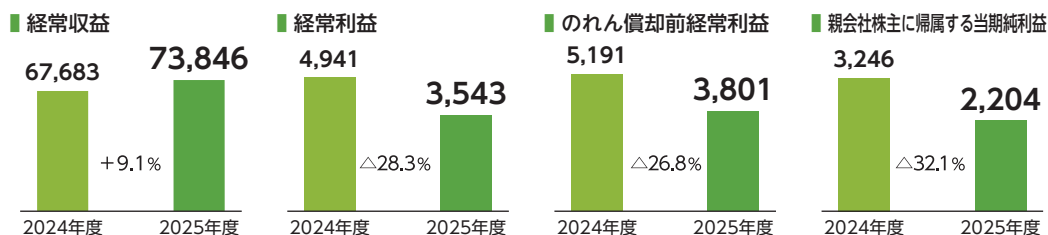


また、当社グループでは、引き続き第二期創業期の歩みを加速させる取組みを推進しております。あらゆるデータから、病気・ケガを分析し、「入って健康になる」予防型保険会社グループへ成長するため、新規事業の重点施策に対する取組みを、どうぶつのライフステージの川上から川下まで幅広く展開しております。川上での科学・技術・データに医療のサポートを加えたブリーディングやマッチングサイト運営を通じたブリーダー支援に加え、川中では「どうぶつ健活」によるどうぶつの健康チェックの普及、各検査をキーにした口腔・腸内ケア商材の開発・販売等の健康イノベーション事業の拡大を進めております。更に川下においては、どうぶつ医療における高度先進医療（手術支援ロボット、細胞治療）を実用化し拡大を図るとともに、カルテ管理システム事業の拡大（AIの導入、予約システム等の機能の充実）等とあわせ、データの更なる活用による予防法の開発、ペット関連事業の領域拡大を目指しております。

以上の結果、当社グループにおける連結成績は次のとおりとなりました。

保険引受収益64,103百万円（前期比8.9%増）、資産運用収益1,640百万円（同3.4%増）、新規事業等を含むその他経常収益8,103百万円（同12.0%増）を合計した経常収益は73,846百万円（同9.1%増）となりました。一方、保険引受費用46,620百万円（同11.2%増）、営業費及び一般管理費20,706百万円（同16.0%増）などを合計した経常費用は70,303百万円（同12.1%増）となりました。この結果、経常利益は3,543百万円（同28.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,204百万円（同32.1%減）となりました。

（単位：百万円）



注1) E/I損害率：発生ベースでの損害率

（正味支払保険金+支払備金増減額+損害調査費）÷既経過保険料にて算出

注2) 既経過保険料ベース事業費率：発生ベースの保険料（既経過保険料）に対する発生ベースの事業費率  
 損保事業費÷既経過保険料にて算出

（対処すべき課題）

近年、日本の15歳未満の人口は減少を続けており、約1,300万人である一方、犬猫の飼育頭数はそれを上回る約1,600万頭と推計されており、ペット業界の市場規模も2024年には1兆9,026億円へと伸長しています。また、コロナ禍やロシアによるウクライナ侵攻等を経て人々の不安や孤独を癒す存在としてペットの需要はますます高まっています。その結果、保険市場においてペット保険がとりわけ注目されるようになり、主要な保険会社による参入が相次ぐこととなりました。

当社グループは、それぞれの命が持つ個性の違いを互いに尊重しあい、分業協力すること

で、世界中に「ありがとう」を拡大することを経営理念としています。その実現のため、2000年の創業以来「予防型ペット保険の確立」に注力してまいりました。生まれながらに遺伝的脆弱性を抱えるペットの健康のためには、後天的なケアが重要です。当社グループでは、加入動物139万頭超、日々1万件以上の診療情報による膨大なデータを活用し、病気のリスクを高める要因の特定や発症確率の解明を進めています。その分析結果から、遺伝的脆弱性をカバーするキーとなるものが、腸内細菌叢の多様性と口腔ケアであると考え、さらに研究を重ねております。また、当社グループの事業領域も、引き続き保険事業を中心としつつも川上の「ブリーディング・子犬猫のマッチングサポート」、川中の「健診付き保険・口腔・腸内ケア商材等の提供」、川下の「医療の提供」等と、新たな健康増進施策の機動的な投入を可能にするとともに、これまで当社グループを率いてきた保険事業にも好影響を与えあう有機的ポートフォリオを形成するに至りました。

「中期経営計画 2025-2027」の2年目となる2026年度においては、ペット保険の更なる普及と進化<sup>注1)</sup>、及び保険事業とのシナジー創出事業の拡大<sup>注2)</sup>を通じて、ペット業界の発展と社会発展が同調するサステナブルな業界へ変革させ、同時に当社グループの着実な利益成長と資本効率の向上を進めてまいります。また、これらを支えるデータ収集基盤の活用と、特許を含めた知財化をより一層推進することで、中・長期的な持続的成長を目指してまいります。

注1) 継続率向上・ホワイトレーベルの推進等のペット保険の独自性追求、保険金の削減・損害率改善、販売チャネルの更なる拡大を含む保険獲得コストの削減、オペレーション改善等

注2) 口腔ケア・腸内ケア商材を中心とした健康イノベーション事業の拡大、マッチングサイト及びブリーディングサポート事業の拡大、手術支援ロボットを活用した高度先進医療の実用化と拡大

## (2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (当期)
経 常 収 益	百万円 56,528	百万円 60,437	百万円 67,683	百万円 73,846
経 常 利 益	3,685	4,159	4,941	3,543
親会社株主に帰属する当期純利益	2,284	2,729	3,246	2,204
包 括 利 益	1,071	3,036	2,526	2,512
純 資 産	28,184	30,152	28,066	28,942
総 資 産	61,407	66,357	72,494	76,693

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (当期)
営 業 収 益	百万円 2,832	百万円 5,402	百万円 2,507	百万円 3,722
受 取 配 当 金	1,022	3,813	1,018	2,037
保 険 業 を 営 む 子 会 社 等	1,018	3,809	1,018	2,037
そ の 他 の 子 会 社 等	3	3	－	－
当 期 純 利 益	1,158	4,371	918	1,926
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	14円 26銭	54円 49銭	11円 88銭	26円 3銭
総 資 産	百万円 23,463	百万円 26,602	百万円 28,865	百万円 29,387
保 険 業 を 営 む 子 会 社 等 株 式 等	10,214	10,214	10,214	10,214
そ の 他 の 子 会 社 等 株 式 等	7,720	8,662	11,677	13,011

(注) 「1株当たり当期純利益」は期中平均発行済株式数により算出しております。

(3) 企業集団の主要な事務所の状況 (2026年3月31日現在)

交付書面省略事項です。当社ウェブサイト

(<https://www.anicom.co.jp/ir/stock/shareholder/>) 等をご確認ください。

#### (4) 企業集団の使用人の状況 (2026年3月31日現在)

##### ① 企業集団の使用人の状況

区 分	前 期 末	当 期 末	当 期 増 減 (△)
使 用 人	974名	1,025名	51名

(注) 使用人は就業人員（アニコムグループ外からの出向者を含む）であり、兼務役員、退職者、アニコムグループ外への出向者及びパートタイマー等の臨時使用人は含んでおりません。

##### ② 当社の使用人の状況

区 分	前 期 末	当 期 末	当 期 増 減 (△)	当 期 末 現 在		
				平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数	平 均 給 与 月 額
使 用 人	37名	39名	2名	42.2歳	6.2年	699千円

- (注) 1. 使用人は就業人員（社外からの出向者を含む）であり、兼務役員、退職者、社外への出向者及びパートタイマー等の臨時使用人は含んでおりません。  
2. 平均年齢及び平均勤続年数は小数第2位を切り捨てて小数第1位まで表示しております。  
3. 平均勤続年数はアニコムグループにおける在籍期間を通算しております。  
4. 平均給与月額は基準外給与を含んでおります。

#### (5) 企業集団の主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

会社名	借入先	借入残高
当 社	株式会社三菱UFJ銀行	2,500百万円
	株式会社三井住友銀行	2,500百万円

#### (6) 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度において、当社は社債の償還資金に充当するため、金融機関より借入金5,000百万円の資金調達を行いました。

#### (7) 企業集団の設備投資の状況

##### ① 設備投資の総額

設備投資の総額	5,498百万円
---------	----------

- ② 重要な設備の新設等  
該当事項はありません。

#### (8) 重要な親会社及び子会社等の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。

## ② 子会社の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
アニコム損害保険株式会社	東京都 新宿区	損害保険事業	2006年 1月26日	6,550百万円	100%	－
アニコムパフェ株式会社	東京都 新宿区	動物病院支援事業	2004年 12月24日	50百万円	100%	－
アニコム先進医療研究所株式会社	東京都 新宿区	動物病院運営事業等	2014年 1月24日	50百万円	100%	－
株式会社シムネット	宮城県 仙台市	ペット向けインターネットサービス事業	2001年 3月2日	100百万円	100%	－
株式会社フローエンス	千葉県 原市	ブリーディング事業	2020年 4月15日	267百万円	100%	－

(注) 本表には、子会社等のうち重要なものを記載しております。

### (9) 企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況

該当事項はありません。

### (10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員の状況 (2026年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重 要 な 兼 職	その他
小 森 伸 昭	代表取締役・社長執行役員 担当：総括、内部監査室	アニコム損害保険株式会社 取締役・会長執行役員 株式会社AHB 取締役 アニコム先進医療研究所株式会社 取締役 アニコムパフェ株式会社 取締役 リバーフィールド株式会社 社外取締役	(注) 3
百 瀬 由 美 子	代表取締役・副社長執行役員 担当：リスク管理部、 人事管理部、知的財産部	アニコム損害保険株式会社 取締役・専務執行役員	－
田 中 栄 一	取 締 役 (社 外 取 締 役)	GCホールディングス株式会社 監査役	(注) 4
尚 山 勝 男	取 締 役 (社 外 取 締 役)	アサヒグループホールディングス株式会社 社友 亀田製菓株式会社 社外取締役	－

氏名	地位及び担当	重 要 な 兼 職	その他
武見浩充	取締役 (社外取締役)	千葉商科大学 名誉教授 同会計大学院会計ファイナンス研究科 客員教授	-
デイビッド・G・リット	取締役 (社外取締役)	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授	(注) 5
須田 一夫	常勤監査役	アニコム パフェ株式会社 監査役 アニコム先進医療研究所株式会社 監査役 株式会社シムネット 監査役 株式会社フローエンス 監査役	(注) 6
花岡 慎	監査役	Value Financial Holdings株式会社 取締役副社長執行役員 株式会社バリュー・エージェント 取締役副社長執行役員	(注) 7、 8
伊藤 公一	監査役 (社外監査役)	東京大学大学院 特任教授	-
青山慶二	監査役 (社外監査役)	ジェネシスヘルスケア株式会社 社外監査役 千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科 特命教授	(注) 9
岸本有巨	監査役 (社外監査役)	鎧橋法律事務所 弁護士 中野区情報公開・個人情報保護審査会委員	(注) 10

- (注) 1. 社外取締役又は社外監査役の記載は、会社法施行規則第2条第3項第5号に定める社外役員であることを示しております。
2. 当社は、取締役田中栄一氏、尚山勝男氏、武見浩充氏及びデイビッド・G・リット氏並びに監査役伊藤公一氏、青山慶二氏及び岸本有巨氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役小森伸昭氏は、2025年12月29日付でリバーフィールド株式会社の社外取締役に就任いたしました。
4. 取締役田中栄一氏が兼職しているGCストーリー株式会社は、2026年2月1日付で社名をGCホールディングス株式会社に変更いたしました。
5. 取締役デイビッド・G・リット氏が所属していた外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所は、2025年12月31日付をもって日本事務所を閉鎖いたしました。これに伴い、同氏の外国法事務弁護士としての登録も抹消されております。
6. 監査役須田一夫氏は、損害保険会社での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役花岡慎氏は、2026年5月22日付でValue Financial Holdings株式会社の取締役副社長執行役員を退任いたしました。
8. 監査役花岡慎氏は、2026年5月22日付で株式会社バリュー・エージェントの取締役副社長執行役員を退任いたしました。
9. 監査役青山慶二氏は、国税庁での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
10. 2025年6月24日開催の第25回定時株主総会において、岸本有巨氏が監査役に選任され、就任いたしました。
11. 当社は執行役員制度を導入しております。2026年3月31日現在の取締役に兼務しない執行役員は以下のとおりであります。

地位	氏名	担当
専務執行役員	野田 真吾	社長補佐
常務執行役員	高橋 祐幸	グループ統括データ戦略部
執行役員	河野 寛貴	経営企画部、財務経理部
執行役員	永井 真樹子	コンプライアンス推進部
執行役員	田村 勝利	経営企画部 (健康イノベーション事業)

## (2) 会社役員に対する報酬等

### ① 取締役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、グループコーポレートガバナンス基本方針において取締役の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針）を定めており、その概要は以下のとおりです。

- ・役員報酬に対する「透明性」「公正性」「客観性」を確保すること
- ・人と動物の共生する社会の実現に向けて、ペット業界のリーディングカンパニーとしての役割を認識し、企業文化と整合したイノベティブな成長戦略の遂行や当社グループの持続的な成長を動機づけるものであること
- ・当社グループが求める経営者としてのあるべき姿に適う人材を確保・維持できる報酬水準であること
- ・業績連動報酬の導入により、業績向上に対するインセンティブを強化すること

また、決定方針は、指名・報酬・ガバナンス委員会での審議を踏まえ、取締役会にて決議しております。

### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社では、2015年6月24日に開催された株主総会において、取締役の報酬額を年額3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とすること及び監査役の報酬額を年額1億円以内とすることを決議しています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名、監査役の員数は4名です。

### ③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役（担当 総括、内部監査室）小森 伸昭に対し、取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任しております。

代表取締役に委任をした理由は、各取締役の担当領域や職責について評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためであります。

当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、グループコーポレートガバナンス基本方針において、取締役の報酬の額については、当社グループの業績、経済環境及び社会情勢等を考慮したものとし、任意の諮問委員会である指名・報酬・ガバナンス委員会での答申を尊重したうえで、株主総会で承認された報酬上限額の範囲内において決定するものとするを定めており、当該手続きを経て取締役の個人の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

### ④ 取締役の報酬等の額の決定過程における委員会の活動内容

当社では、取締役会の諮問機関として、当社及びアニコム損害保険株式会社の社外取締役5名及び社内取締役2名の7名で構成される指名・報酬・ガバナンス委員会を設置しています。同委員会は、原則、年2回開催することとし、その中で、当社及びアニコム損害保険株式会社の取締役の選解任・指名・業績評価とともに、報酬の体系及び水準を審議しています。同委員会は、審議した内容を取締役会へ答申し、取締役等の報酬の体系及び水準等を取締役会の決議によって決定することとしております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	支給人数	報酬等	定款又は株主総会で定められた報酬限度額
取締役	6名	171百万円	300百万円
監査役	6名	37百万円	100百万円

- (注) 1. 使用人兼務取締役はありません。  
2. 業績連動報酬及び非金銭報酬としての報酬は支払っておりません。

(3) 責任限定契約・補償契約

交付書面省略事項です。当社ウェブサイト

(<https://www.anicom.co.jp/ir/stock/shareholder/>) 等をご確認ください。

(4) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償や被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求等に起因する損害賠償は上記保険契約によっても補填されません。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び子会社の全ての取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
田 中 栄 一 (社 外 取 締 役)	GCホールディングス株式会社 監査役
尚 山 勝 男 (社 外 取 締 役)	アサヒグループホールディングス株式会社 社友 亀田製菓株式会社 社外取締役
武 見 浩 充 (社 外 取 締 役)	千葉商科大学 名誉教授 同会計大学院会計ファイナンス研究科 客員教授
デイビッド・G・リット (社 外 取 締 役)	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授
伊 藤 公 一 (社 外 監 査 役)	東京大学大学院 特任教授
青 山 慶 二 (社 外 監 査 役)	ジェネシスヘルスケア株式会社 社外監査役 千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科 特命教授
岸 本 有 巨 (社 外 監 査 役)	鑑橋法律事務所 弁護士 中野区情報公開・個人情報保護審査会委員

- (注) 1. 社外取締役又は社外監査役の記載は、会社法施行規則第2条第3項第5号に定める社外役員であることを示しております。
2. 当社とGCホールディングス株式会社、アサヒグループホールディングス株式会社、亀田製菓株式会社、千葉商科大学大学院、慶應義塾大学大学院、東京大学大学院、ジェネシスヘルスケア株式会社、鑑橋法律事務所及び中野区情報公開・個人情報保護審査会との間に重要な取引関係はありません。

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における 発言その他の活動状況
田中栄一 (社外取締役)	5年 9ヶ月	当年度に開催した15回の取締役会の全てに出席しました。	郵政省及び総務省の要職を歴任されてきたことに加え、NTTコミュニケーションズ株式会社では、会社経営に関与されるとともに、事業とSDGsを関連付けた取組みにも深く携われてこれられました。SDGsへの企業の貢献が期待される中、これらの経験を通じて培われた専門的な知識・経験等に基づき、質問、提言等を適宜行うなどにより、監督機能を果たしております。さらに、指名・報酬・ガバナンス委員会の委員長として活発な審議に参画しております。
尚山勝男 (社外取締役)	3年 9ヶ月	当年度に開催した15回の取締役会の全てに出席しました。	アサヒビール株式会社などにおいて要職を歴任されるとともに、アサヒグループ食品株式会社において代表取締役社長を務められるなど、企業経営や食品事業に関する豊富な経験・見識等を有しています。これらの経験や見識に基づき、質問、提言等を適宜行うなどにより、監督機能を果たしております。さらに、指名・報酬・ガバナンス委員会の委員として活発な審議に参画しております。
デイビッド・G・リット (社外取締役)	3年 9ヶ月	当年度に開催した15回の取締役会の全てに出席しました。	慶應義塾大学ロースクール教授としての学識経験に加え、国際法務の分野における専門的な知見を有しております。また、再生エネルギー企業の代表取締役を務められるなど企業経営及びSDGsの分野に関する知見も有しております。これらの経験や知識・見識に基づき、質問、提言等を適宜行うなどにより、監督機能を果たしております。さらに、指名・報酬・ガバナンス委員会の委員として活発な審議に参画しております。
武見浩充 (社外取締役)	3年 9ヶ月	当年度に開催した15回の取締役会の全てに出席しました。	深い学識に裏付けられたコーポレート・ガバナンス及びコーポレート・ファイナンスに関する豊富な経験・実績・見識を有しております。また、金融機関において経営に関与された経験も有しており、これらの幅広い経験や知見に基づき、質問、提言等を適宜行うなどにより、監督機能を果たしております。さらに、指名・報酬・ガバナンス委員会の委員として活発な審議に参画しております。

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
伊藤公一 (社外監査役)	3年 8ヶ月	当年度に開催した15回の実務取締役会のうち、14回に出席、また14回の監査役会の全てに出席しました。	東京大学大学院特任教授として、生命科学の分野における専門的な知識と経験を有しており、これらの専門的な知識・経験と高い見識に基づき、質問、提言等を適宜行うなどにより、監査機能を果たしております。 また、監査役会において、監査に係る重要事項等を協議したことに加え、代表取締役との意見交換会等に出席し、意見を述べております。
青山慶二 (社外監査役)	2年 9ヶ月	当年度に開催した15回の実務取締役会の全てに、また14回の監査役会の全てに出席しました。	国税庁で税務行政の多様な分野に携わってこられ、企業会計・税務に関する相当の知見に基づき、質問、提言等を適宜行うなどにより、監査機能を果たしております。 また、監査役会において、監査に係る重要事項等を協議したことに加え、代表取締役との意見交換会等に出席し、意見を述べております。
岸本有巨 (社外監査役)	9ヶ月	社外監査役就任後に開催した11回の実務取締役会の全てに、また社外監査役就任後に開催した10回の監査役会の全てに出席しました。	企業法務分野を中心に幅広い分野で実務経験を有する弁護士であり、当社グループの経営理念をはじめ事業内容やリスク特性、内部統制の実情に対する深い理解に基づき、質問、提言等を適宜行うなどにより、監査機能を果たしております。 また、監査役会において、監査に係る重要事項等を協議したことに加え、代表取締役との意見交換会等に出席し、意見を述べております。

### (3) 社外役員に対する報酬等

	支給人員	保険持株会社から受けている報酬等	保険持株会社の親会社等から受けている報酬等
報酬等合計	8名	41百万円	なし

- (注) 1. 社外役員に対する報酬等の支給対象者は、取締役4名、監査役4名であります。  
2. 業績連動報酬及び非金銭報酬としての報酬は支払っておりません。

### (4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

#### 4. 株式に関する事項

(1) 株式数 (2026年3月31日現在)

発行可能株式総数	普通株式	192,000,000株
発行済株式の総数	普通株式	74,939,160株

(2) 当年度末株主数

普通株式	7,873名
------	--------

(3) 大株主 (2026年3月31日現在)

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	10,038	13.6
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	7,648	10.3
UHPartners 2 投資事業有限責任組合	5,608	7.6
KOMORIアセットマネジメント株式会社	4,680	6.3
UHPartners 3 投資事業有限責任組合	4,068	5.5
光通信KK投資事業有限責任組合	2,763	3.7
CACEIS BANK, LUXEMBOURG BRANCH / AIF CLIENTS ASSETS	2,415	3.2
THE BANK OF NEW YORK – JASDECTREATY ACCOUNT	2,235	3.0
ST. JAMES'S PLASE JAPAN UNIT TRUST	1,783	2.4
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	1,747	2.3

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 5. 新株予約権等に関する事項

交付書面省略事項です。当社ウェブサイト

(<https://www.anicom.co.jp/ir/stock/shareholder/>) 等をご確認ください。

## 6. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
E Y 新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 津村 健二郎 指定有限責任社員 藤間 信貴	51百万円	8百万円

- (注) 1. 当社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する金銭その他の財産上の利益の合計額は76百万円です。  
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (2) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である以下の業務の対価として、6百万円を支払っております。

- ・ 経済価値ベースのソルベンシー規制に関する事前検証業務

### (3) 責任限定契約・補償契約

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人に関するその他の事項

交付書面省略事項です。当社ウェブサイト

(<https://www.anicom.co.jp/ir/stock/shareholder/>) 等をご確認ください。

## 7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

## 8. 業務の適正を確保するための体制

交付書面省略事項です。当社ウェブサイト

(<https://www.anicom.co.jp/ir/stock/shareholder/>) 等をご確認ください。

## 9. 特定完全子会社に関する事項

交付書面省略事項です。当社ウェブサイト

(<https://www.anicom.co.jp/ir/stock/shareholder/>) 等をご確認ください。

## 10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

## 11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

## 12. その他

利益分配に関する基本方針

利益分配につきましては、株主に対する利益還元が経営課題のひとつであるとの認識のもと、財務健全性と資本効率を踏まえ、中長期的な視野から、継続的・安定的な利益分配を行っていくことを基本方針としております。

2025年5月に公表した「中期経営計画 2025－2027」におきましては、第二期創業期における経営ビジョンに沿って、更なる企業価値の向上を実現すると同時に、資本・リスク・リタ－ンのバランスを取りながら、段階的な株主還元の改善を図り、2027年度に向けて配当性向30%水準を目指すこととしております。

## 2025年度（2026年3月31日現在）連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現金及び預貯金	13,392	保険契約準備金	29,080
有価証券	42,631	支払準備金	4,116
有形固定資産	6,418	責任準備金	24,964
土地	569	社債	5,000
建物	3,228	その他の負債	13,109
リース資産	37	借入金	5,105
建設仮勘定	487	未払法人税等	571
その他の有形固定資産	2,096	未払金	4,318
無形固定資産	3,659	その他の負債	3,114
ソフトウェア	1,188	賞与引当金	350
ソフトウェア仮勘定	295	特別法上の準備金	210
のれん	2,164	価格変動準備金	210
その他の無形固定資産	10	負債の部合計	47,751
その他の資産	8,788	( 純 資 産 の 部 )	
共同保険貸	2	株主資本	30,700
再保険貸	16	資本	8,202
未収金	4,058	資本剰余金	7,272
未収保険料	733	利益剰余金	16,227
仮払金	1,027	自己株式	△1,002
その他の資産	2,951	その他の包括利益累計額	△1,608
繰延税金資産	1,815	その他有価証券評価差額金	△1,608
貸倒引当金	△12	新株予約権	△149
		純資産の部合計	28,942
資産の部合計	76,693	負債及び純資産の部合計	76,693

# 2025年度 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目							金 額
経	常		収		益		73,846
保	険	引	受	収	益		64,103
正	味	収	入	保	険	料	64,103
資	産	運	用	収	益		1,640
利	息	及	び	配	当	金	901
有	価	証		券	売	却	738
そ	の	他		運	用	収	0
そ	の	他	の	経	常	収	8,103
そ	の	他	の	経	常	収	8,103
経	常		費		用		70,303
保	険	引	受	費	用		46,620
正	味	支	払	保	険	金	37,213
損		害	調	査		費	1,256
諸	手	数	料	及	び	集	5,844
支	払	備	金	繰	入	額	583
責	任	準	備	金	繰	入	1,721
資	産	運	用	費	用		27
有	価	証		券	売	却	25
有	価	証		券	評	価	2
為		替			差		0
営	業	費	及	び	一	般	20,706
そ	の	他	の	経	常	費	2,949
支	持	分	払		利	息	89
貸	倒	引	当	金	繰	入	47
そ	の	他	の	経	常	費	0
						用	2,812
経	常		利		益		3,543
特	別		利		益		0
固	定	資	産	処	分	益	0
特	別		損		分	失	326
固	定	資	産	処	分	損	53
減		損		損		失	228
特	別	法	上	の	準	備	35
備	格	変	動	の	準	備	35
そ	の	他	の	特	別	損	9
税	金	等	調	整	前	当	3,216
法	人	税	及	び	住	民	1,188
法	人	税	等		調	整	△176
法	人	税	等		合	計	1,011
当	期		純		利	益	2,204
親	会	社	株	主	に	帰	2,204
						属	2,204
						す	2,204
						る	2,204
						当	2,204
						期	2,204
						純	2,204
						利	2,204
						益	2,204

# 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

アニコム ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 津村 健二郎  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 藤間 信貴  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アニコム ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アニコム ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査人監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

アニコム ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 津村 健二郎  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤間 信貴  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アニコム ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査基本方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査基本方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役その他の使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月26日

アニコム ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	須田一夫	㊟
監査役	花岡慎	㊟
監査役	伊藤公一	㊟
監査役	青山慶二	㊟
監査役	岸本有巨	㊟

(注) 監査役 伊藤公一、青山慶二及び岸本有巨は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

# 2025年度決算概要

## (1) 全体サマリー

<b>経常収益</b>	<b>73,846 百万円</b> 前年度比 <b>9.1%</b> 増(6,163百万円増) 計画対比 <b>1.2%</b> 増(846百万円増) <small>うち、保険引受収益は前年度比8.9%増(5,241百万円増)</small>
<b>のれん償却前 経常利益</b>	<b>3,801 百万円</b> 前年度比 <b>26.8%</b> 減(1,390百万円減)
<b>経常利益</b>	<b>3,543 百万円</b> 前年度比 <b>28.3%</b> 減(1,398百万円減) 計画対比 <b>7.4%</b> 増(243百万円増)
順調な新規契約獲得と周辺事業の拡大を図りつつ着実に増収 他社契約移管コストおよび事業投資の発生も予定通りに推移し、年間計画を達成	

## (2) 経営数値目標に対する進捗状況

※1 資本コスト7.0% (前年度6.6%) ⇒ エクイティ・スプレッド0.7pt  
 ※2 売上高=総売上高ベース

【主要経営数値目標およびKPI】		26年3月期計画	26年3月期実績	27年3月期計画	中期経営計画 (28年3月期)
連結	経常収益	730億円	738.4億円	810億円	800~850億円
	経常利益	33億円	35.4億円	50億円	68~73億円
	ROE	—	7.7% ※1	—	12%水準
保険事業	損害率	61.1%	62.2%	63.4%	61~62%水準
	事業費率	33.6%	32.8%	31.6%	30~31%水準
	コンバインドレシオ	94.7%	95.0%	95.0%	92%水準
動物病院 運営事業	売上高 ※2	24~26億円	24.0億円	37~38億円	—
健康 イノベーション 事業	売上高 ※2	8~10億円	6.4億円	9~10億円	—

# サステナビリティに関する取り組み

経済的価値と社会的価値を創造する

サステナビリティ経営に向けた取り組みを推進

取り組み内容		関連データ※1	25年3月期	26年3月期
人	<p><b>■ダイバーシティ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多様な人材が最大限能力を発揮できるよう女性活躍を推進するとともに、男女問わず積極的な育児休業取得を推奨</li> </ul> <p><b>■定着率向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>組織への貢献意欲向上に向けたエンゲージメントスコアの継続的測定・分析</li> <li>自発的離職率10%(2030年度目標)に向けた企業価値の持続的成長を推進</li> </ul> <p><b>■DX育成投資</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>積極的な研修費用の投資により価値創造を担う人材育成の強化</li> </ul>	従業員女性割合(%)	63.8	63.3
		女性管理職割合(%)※2	36.5	36.5
		男性育児取得率(%)	69.0	81.0
		発明者数(累計)(名)	144	153
		自発的離職率(%)	14.9	13.8
		従業員1名あたり平均研修費用(円)	16,178	16,886
		従業員1名あたり平均研修費用(円)	16,178	16,886
どうぶつ	<p><b>■殺処分ゼロ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護犬猫シェルター「ani TERRACE」や保護団体への譲渡会</li> </ul>  <p><b>■健康</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>疾患の早期発見に向けたどうぶつ健活(腸内細菌叢検査)を推進</li> </ul>	hugU譲渡件数(件)	4,910	5,667
		譲渡会支援回数(回)	17	5
		保護犬猫譲渡頭数(頭)※3	69	25
		どうぶつ健活申込数(件)	242,420	258,626
環境	<p><b>■気候変動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Scope1+2の実質温室効果ガス排出量を指標として定め、開示</li> <li>再生可能エネルギーの使用比率100%を達成</li> <li>Scope3を含む総排出量を2030年までに2020年度比で50%以上削減し、2050年までにカーボンニュートラルを達成</li> </ul>	Scope1排出量(t-CO <sub>2</sub> )	180※7,8	173※7
		電力使用量(千kW)※4	2,625	3,196
		再生可能エネルギー使用量(千kW)※5	2,666	3,276
		Scope2排出量※4,6(t-CO <sub>2</sub> )	0※9	0※9
		従業員1名あたり排出量 Scope1+2+3+4,6(t-CO <sub>2</sub> )	0.18※8	0.17
		従業員1名あたり排出量 Scope1+2+3+4,6(t-CO <sub>2</sub> )	0.18※8	0.17

※1 算定対象は当社及び連結子会社 ※2 管理職の定義は「部下を持つ職務以上の者、並びに部下を持たなくともそれと同等の地位にある者」で「役員」を除く ※3 譲渡会支援での譲渡頭数を含む

※4 一部暫定値を含む ※5 再エネ由来電力および非化石証書 ※6 マーケット基準 ※7 2024年度に社用車から排出されたCO<sub>2</sub>を、フレジントを活用して全量オフセットし、カーボンニュートラルを達成

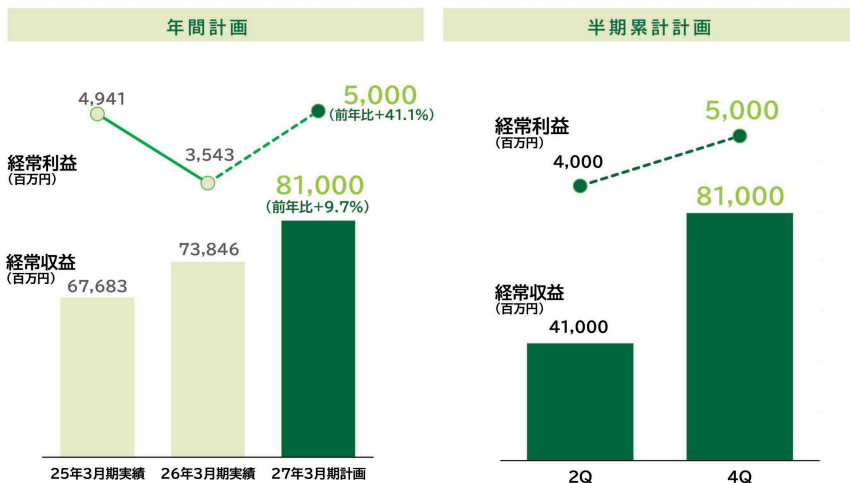
※8 株式会社フローエンスを除いた推計値 ※9 再エネ分控除後

# 2026年度計画

## (1) 損益計画

**経常収益** 経営環境の変化を見込みつつも、安定的な成長を持続

**経常利益** 段階的に量と質のバランスを重視する姿への転換を図る



## (2) 重点施策



# 株 主 メ モ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月開催
株主名簿管理人及び 特別口座の口座管理機関	みずほ信託銀行株式会社 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
同 連 絡 先	TEL 0120-288-324
公 告 方 法	電子公告にて行う 公告掲載URL <a href="https://www.anicom.co.jp/">https://www.anicom.co.jp/</a> ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします

# 定 時 株 主 総 会

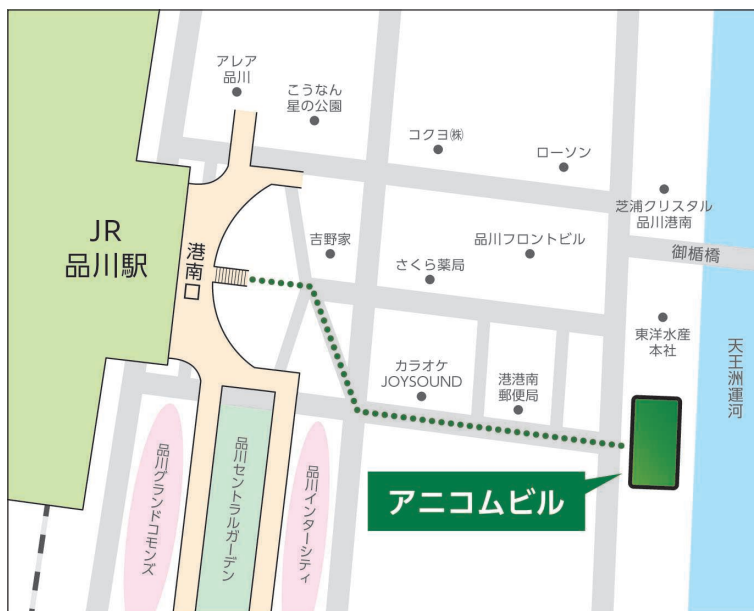
## 会 場 ご 案 内

会場 東京都港区港南二丁目13番37号

アニコムビル 5階

(お願い)

駐車場の台数には限りがございますので、公共交通機関をご利用  
くださいますようお願いいたします。



■ JR各線・京急線「品川駅」港南口

徒歩約6分

